

第2期 御所市子ども・子育て 支援事業計画



づせんちゃん

令和2年3月
御 所 市

1 計画策定の背景

核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

2 計画策定の趣旨

御所市においては、これまで平成 27 年 3 月に『御所市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

この度、『御所市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第 2 期御所市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条による「市町村行動計画」として策定するとともに、御所市第 5 次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。

4 計画の期間と対象

「子ども・子育て支援法」では、御所市は令和 2 年度から 5 年間で 1 期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5 年ごとに策定するものとされていることから、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とします。

また、本計画の対象は、本市に住むすべての子どもとその家族及びこれから結婚して子どもを生み育てていく市民としています。なお、ここでいう子どもとは 18 歳未満の児童をさします。

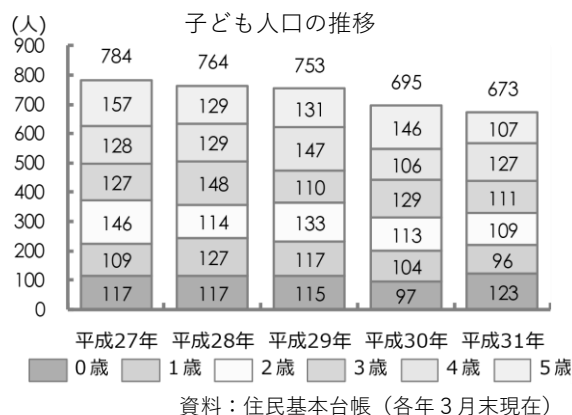


5 御所市の状況

(1) 子どもの人口の推移と推計

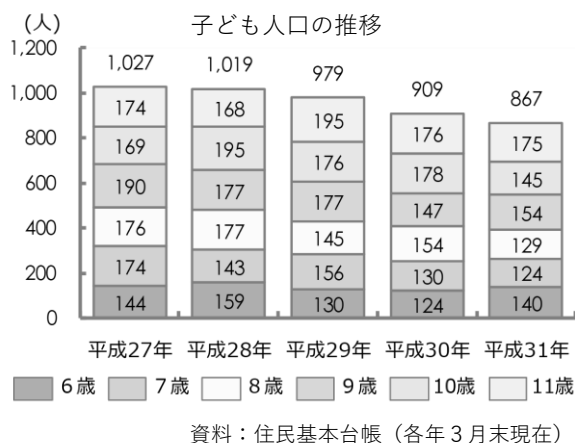
① 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年で673人となっています。特に他の年齢に比べ、5歳の減少率が高くなっています。



② 年齢別就学児童数の推移

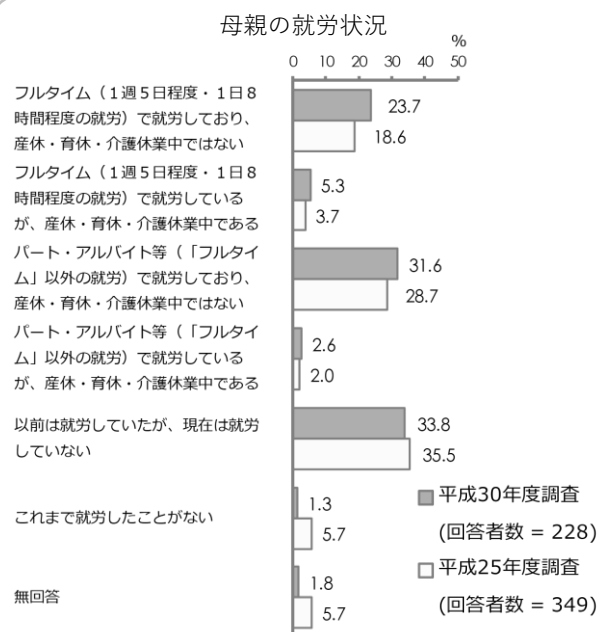
本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年で867人となっています。特に他の年齢に比べ、7歳の減少率が高くなっています。



(2) 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が33.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が31.6%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。



6 基本理念

次代を担う子どもたちは社会の大切な宝です。子どもたちの最善の利益を実現するためには、子どもが社会の一員として尊重されるとともに、保護者が喜びを感じながら子育てができることが重要となっています。

しかしながら、近年では、核家族化の進行や近隣関係の希薄化等から、育児に対する負担感の増加や育児の孤立化が問題視されており、地域住民、行政、関係団体等が一丸となって、子どもの幸せを第一に考え、子育て家庭を支えていく取り組みがますます重要となっています。

本計画の策定にあたり、本市では、第1期子ども・子育て計画で掲げた理念「心豊かな子が育ち、子育て支援の輪がひろがるまち」を継承し、子どもたちが健やかに成長することができる環境を整備することは社会全体の大きな責務であるという認識のもと、新制度が目指す「子どもの最善の利益の実現」を第一に考え、地域社会全体で子育てを支える環境を整備し、誰もが安心して子どもを生み育てることができるまちを目指していきます。

基 本 理 念

心豊かな子が育ち、子育て支援の輪がひろがるまち



7 計画の体系

[基本理念]

[基本方針]

[施策の方向]

心豊かな子が育ち、
子育て支援の輪がひろがるまち

1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

① 子育て家庭に対する多様なサービスの充実

② 母子保健及び健康づくりの充実

2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

① 幼児期の学校教育・保育の充実

② 生きる力を育む教育環境の整備

3 地域での子育て支援の整備

① 地域の人に関わる子育て支援体制の整備

② わかりやすい子育て情報の発信

4 仕事と子育ての両立支援

① ワーク・ライフ・バランスの実現

② 家庭と仕事の両立のための子育て支援サービスの充実

5 子どもの安全の確保

① 子育て世帯に配慮した環境の整備

② 交通安全対策と防犯対策の推進

6 子どもを守る仕組みづくりの支援

① 児童虐待防止対策の充実

② ひとり親家庭等に対する支援の充実

③ 障害のある児童とその家庭への支援

④ 経済的困難を抱える家庭への支援

8 施策の展開

基本方針1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

施策の方向1 子育て家庭に対する多様なサービスの充実

(1) 子育て支援サービスの充実

【主な取組】

- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・母子訪問指導
- ・一時預かり事業
- ・休日保育事業
- ・子育て短期支援事業
- ・園庭開放
- ・利用者支援事業 等



(2) 家庭の教育力の向上

【主な取組】

- ・子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会
- ・「家庭教育の手引き」の周知
- ・すくすく相談（幼児の発達相談）
- ・のびのび教室（幼児の集団発達教室）
- ・家庭教育学級

(3) 市民参加の子育て支援の充実

【主な取組】

- ・世代間交流事業
- ・子育てサロン
- ・ファミリー・サポート・センター事業
（子育て援助活動支援事業）

(4) 各種手当・助成による経済的負担の軽減

【主な取組】

- ・医療給付制度
- ・出産育児一時金
- ・児童手当
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業

(5) 奨学金による経済的負担の軽減

【主な取組】

- ・高等学校等入学支度金
- ・坂本奨学金

(6) その他の支援

【主な取組】

- ・なら子育て応援団

施策の方向2 母子保健及び健康づくりの充実

(1) 産前・産後の切れ目のない健康支援

【主な取組】

- ・妊婦健康診査
- ・乳幼児健診（4か月児）
- ・乳児相談（7・10か月児相談）
- ・乳幼児健診（1歳6か月児、3歳6か月児）
- ・2歳児歯科検診
- ・予防接種 等

(2) 思春期保健対策の充実

【主な取組】

- ・性や性感染症予防や薬物に対する学習機会の提供
- ・中・高校生等が幼児と触れ合う機会の提供

(3) 食育推進運動の普及・定着

【主な取組】

- ・ 年齢別の食育
- ・ 食育推進計画策定の検討
- ・ 各種健診を活用した食育の推進
- ・ 離乳食教室（ママ's キッチン）

(4) 医療費助成制度の活用

【主な取組】

- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・ 子ども医療費助成事業
- ・ 未熟児養育医療費助成事業

(5) 小児医療体制の整備

- ・ 緊急医療体制の整備

基本方針 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

施策の方向 1 幼児期の学校教育・保育の充実

(1) 提供体制の確保

【主な取り組み】

- ・ 保育所の整備
- ・ 幼稚園の整備
- ・ 認定こども園の整備
- ・ 地域型保育事業の整備
- ・ 多様な主体の参入を促進する事業

(2) 教育・保育の質の向上

【主な取り組み】

- ・ 学校評議員制の実施
- ・ 幼保小の連携の促進
- ・ 幼稚園教諭・保育士の質の向上
- ・ 施設・設備の充実

施策の方向 2 生きる力を育む教育環境の整備

(1) 生きる力を育む教育の推進

【主な取り組み】

- ・ 子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導
- ・ 外部の人材の協力による学校の活性化
- ・ 豊かな人間性の育成
- ・ 小中学校での福祉活動
- ・ 青少年相談事業
- ・ ふれあい人権セミナー
- ・ 体育事業
- ・ 青少年健全育成事業
- ・ 子ども読書推進事業

(2) 教育環境の向上

【主な取り組み】

- ・ 教育の資質向上を図るための教育的支援
- ・ 地域と学校の連携
- ・ 特色ある学校づくり
- ・ 部活動への外部指導者の活用や地域との連携
- ・ 安全管理に関する取り組み
- ・ 義務教育施設整備事業

(3) いじめや不登校等への対策

【主な取り組み】

- ・ スクールカウンセラーの設置
- ・ 犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもに対するカウンセリング
- ・ 保護者に対する助言・指導等
- ・ インターネットや携帯電話を利用する子どもたちの安全を守る取り組み

(4) 非行防止と有害環境の浄化

【主な取り組み】

- ・ 違法広告物撤去作業
- ・ 青少年非行防止・青少年指導事業

基本方針3 地域での子育て支援の整備

施策の方向1 地域の人に関わる子育て支援体制の整備

(1) 地域における支援の充実

【主な取組】

- ・ 地域で子育てを支えるための意識啓発と子育て支援組織づくり
- ・ 子育て支援サークルに対する支援の実施
- ・ 市の文化事業等を通じた世代間交流の促進

施策の方向2 わかりやすい子育て情報の発信

(1) わかりやすい情報発信の推進

【主な取組】

- ・ ポータルサイトの構築（子育て支援に関するホームページの充実）
- ・ SNSなどのICTを使用した子育て支援情報の発信
- ・ 子育て情報誌等の配布

基本方針4 仕事と子育ての両立支援

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの実現

(1) 事業主に対する啓発活動の推進

【主な取り組み】

- ・ 仕事と家庭の両立支援に向けた取り組み
- ・ 若者の就労促進

(2) 労働者に対する啓発活動の推進

【主な取り組み】

- ・ 育児・介護休業等の取得促進
- ・ 若者の就労支援

(3) 相談体制の整備

【主な取り組み】

- ・ 労働相談への対応

施策の方向2 家庭と仕事の両立のための子育て支援サービスの充実

(1) 多様な保育サービスの充実

【主な取り組み】

- ・ 延長保育事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- 等



基本方針5 子どもの安全の確保

施策の方向1 子育て世帯に配慮した環境の整備

(1) 子育てバリアフリーの推進

【主な取り組み】

- ・子育てにやさしい道路の整備
- ・公共施設設備における子育てバリアフリー
- ・公共施設における受動喫煙防止対策の推進
- ・受動喫煙防止の啓発

(2) 遊び環境の整備

【主な取り組み】

- ・公園の安全管理

(3) 居住環境の整備

【主な取り組み】

- ・子育て家庭に配慮した地区開発の推進



施策の方向2 交通安全対策と防犯対策の推進

(1) 道路環境の整備

【主な取組】

- ・防犯灯設置の支援指導
- ・交通安全施設の整備・改善事業
- ・交通危険箇所の点検

(2) 交通安全指導の実施

【主な取組】

- ・ピカピカ1年生下校時指導事業
- ・交通安全巡回教室開催事業
- ・子どもを守る安全教室開催事業

(3) 防犯環境の整備

【主な取組】

- ・子ども110番運動の推進
- ・学校付近や通学路等のパトロール活動
- ・犯罪に関する情報提供 等

(4) 防犯意識の向上

【主な取組】

- ・児童・生徒の防犯講習の実施

基本方針6 子どもを守る仕組みづくりの支援

施策の方向1 児童虐待防止対策の充実

(1) 虐待の未然防止と早期発見

【主な取り組み】

- ・養育支援訪問事業
- ・各種健診を利用した未然防止への取り組みの推進
- ・御所市虐待等防止ネットワークの充実

施策の方向2 ひとり親家庭等に対する支援の充実

(1) 生活支援、就業支援の充実

【主な取り組み】

- ・母子・父子自立支援員等による相談事業
- ・ひとり親に対する日常生活支援
- ・ひとり親家庭自立支援対策事業
- ・ひとり親の雇用に関する啓発活動・情報提供

(2) 経済的負担の軽減

【主な取り組み】

- ・遺族基礎年金の普及
- ・児童扶養手当
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の情報提供

施策の方向3 障害のある児童とその家庭への支援

(1) 障害や障害のある人に対する正しい理解の促進

【主な取り組み】

- ・特別支援学校との交流教育の実施
- ・障害児教育推進交流会
- ・障害に関する正しい理解の促進 等

(2) 障害児保育・教育の充実

【主な取り組み】

- ・特別支援学校への体験入学
- ・障害のある児童・生徒に対する教育の推進
- ・就学指導委員会
- ・障害児保育事業
- ・療育教室（ふれあい教室）
- ・図書館の障害者サービス

(3) 障害者施策の充実

【主な取り組み】

- ・特別児童扶養手当
- ・養護学校及び作業所等との連携
- ・障害児福祉手当の支給 等

施策の方向4 経済的困難を抱える家庭への支援

(1) 貧困家庭の児童生徒、保護者への福祉的支援

【主な取り組み】

- ・経済的困難を抱える家庭への支援



9 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

単位：人

	区分	推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	50人	45人	48人	47人	47人
	確保量合計	50人	45人	48人	47人	47人
2号認定 (教育を希望)	量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
	確保量合計	3人	3人	3人	3人	3人
2号認定 (上記以外)	量の見込み	247人	224人	234人	231人	231人
	確保量合計	247人	224人	234人	231人	231人
3号認定 (1・2歳)	量の見込み	129人	134人	118人	113人	108人
	確保量合計	129人	134人	118人	113人	108人
3号認定 (0歳)	量の見込み	25人	24人	23人	22人	21人
	確保量合計	25人	24人	23人	22人	21人

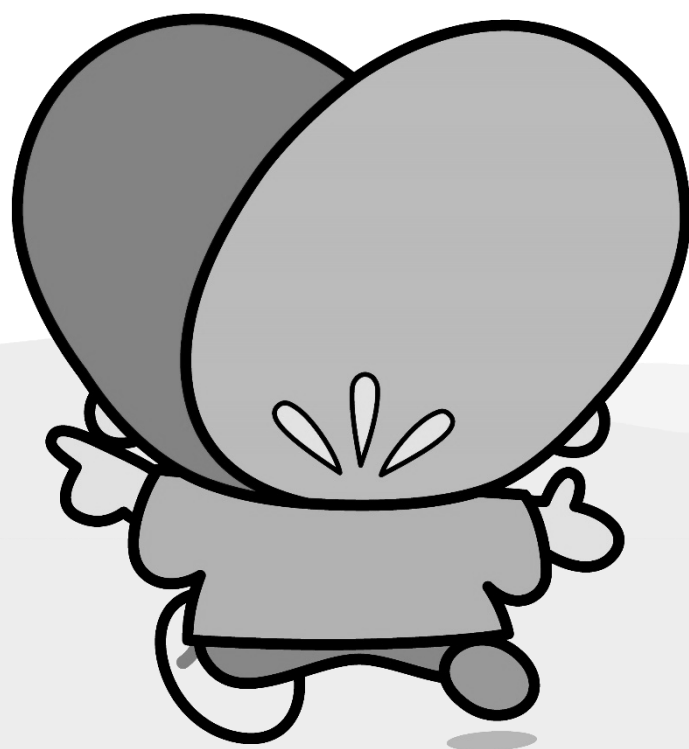


10 地域子ども・子育て支援事業

区分		推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	3,835人回	3,859人回	3,503人回	3,348人回	3,206人回
	確保策	3,835人回	3,859人回	3,503人回	3,348人回	3,206人回
妊婦健康診査事業	量の見込み	1,428人回	1,358人回	1,316人回	1,246人回	1,190人回
	確保策	1,428人回	1,358人回	1,316人回	1,246人回	1,190人回
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	102人	97人	94人	89人	85人
	確保策	102人	97人	94人	89人	85人
養育支援訪問事業・子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	量の見込み	11人	10人	10人	10人	10人
	確保策	11人	10人	10人	10人	10人
子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライト事業)	量の見込み	19人日	18人日	17人日	17人日	16人日
	確保策	19人日	18人日	17人日	17人日	16人日
ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	確保策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
一時預かり事業	量の見込み	1,269人日	1,173人日	1,198人日	1,173人日	1,168人日
	確保策	1,269人日	1,173人日	1,198人日	1,173人日	1,168人日
延長保育事業	量の見込み	111人日	106人日	104人日	101人日	99人日
	確保策	111人日	106人日	104人日	101人日	99人日
病児保育事業(病児・病後児保育事業)	量の見込み	19人日	18人日	17人日	17人日	16人日
	確保の内容	19人日	18人日	17人日	17人日	16人日
放課後児童健全育成事業(学童保育所)	量の見込み	231人	231人	219人	207人	197人
	確保の内容	231人	231人	219人	207人	197人

11 計画の推進

- ・施策・事業について、毎年、進捗状況を把握し、評価・検証を行います。
- ・計画の進捗状況を踏まえて、さらに計画が推進されるよう【Plan(計画)→Do(実施・実行)→Check(評価・検証)→Action(改善)】のPDCAサイクルの構築に努めます。
- ・計画の推進に当たっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、計画の進捗状況と評価・検証の結果を「御所市子ども・子育て会議」に報告します。



第2期御所市子ども・子育て支援事業計画

[概要版]

発行 御所市 福祉部 児童課
奈良県御所市774番地の1

TEL 0745-62-3001 FAX 0745-65-2615

令和2年3月